

令和5年度稲城市介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給要綱

令和5年9月8日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、今般の光熱水費の価格高騰に直面し、負担増を強いられている稲城市（以下「市」という。）内に所在する介護サービス事業所に対して、当該事業所の負担軽減を図り、もって介護サービスの質の維持を図ることを目的とするため、令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において介護サービス事業所とは、次の各号に掲げる事業所に該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（同項に規定する居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）の事業を行う事業所。ただし、本項第4号に規定する事業所に併設している短期入所生活介護及び短期入所療養介護の事業を行う事業所を除く。
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスの事業を行う事業所
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援の事業を行う事業所
- (4) 法第8条第26項に規定する施設サービス（同項に規定する介護医療院を除く。）の事業を行う事業所
- (5) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援の事業を行う事業所

(支給対象者)

第3条 支給の対象となる介護サービス事業所は、次の各号に掲げる全ての要件を有しているものとする。

- (1) 令和5年4月1日時点で市内に所在し、事業の運営を行っていること。ただし、令和5年4月2日以降に市内に開設する介護サービス事業所については、令和5年12月1日までに開設し、事業の運営を行っていること。

- (2) 第5条第1項及び第3項に規定する申請の時点において、事業の廃止又は休止を届け出ていないこと（事実上の廃止又は休止を含む）。
 - (3) 稲城市エネルギー価格高騰対策支援金（第2弾）を受給していない又は受給予定でないこと。
 - (4) 令和5年度において、他の制度により光熱水費の物価高騰の対象となる補助金、支援金等を受給していない又は受給予定でないこと。
 - (5) 暴力団（稲城市暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号に掲げる暴力団をいう。）でなく、かつ、その属する法人の代表者、役員又は従業員等が暴力団員（同条例同条第2号に掲げる暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（同条例同条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象とすることが適当でないと市長が認めた介護サービス事業所は、支給の対象としない。

（支給額等）

第4条 給付金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 給付金の支給は、1事業所につき1回限りとする。ただし、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設のサービス事業所については、前期分と後期分に分けて支給する。

（支給の申請及び請求）

第5条 給付金の支給を受けようとする介護サービス事業所（以下「申請者」という。）は、令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）又は令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給申請書兼請求書（特養及び老健前期分）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に係る申請書兼請求書の提出期限は、令和5年10月31日とする。ただし、申請者が郵送で申請をした場合は、提出期限までの日付の消印があるものについては、提出期限までに申請されたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年10月1日以降に市内に開設する申請者の提出期限は、開設月の翌月末とする。ただし、申請者が郵送で申請をした場合は、提出期限までの日付の消印があるものについては、提出期限までに申請されたものとみなす。
- 4 後期分の給付金の支給を受けようとする介護老人福祉施設又は介護老人保健施

設のサービス事業所は、令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給申請書兼請求書（特養及び老健後期分）（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

5 前項に係る申請書兼請求書の提出期限は、令和6年4月10日とする。ただし、申請者が郵送で申請をした場合は、提出期限までの日付の消印があるものについては、提出期限までに申請されたものとみなす。

6 第1項及び第4項に規定する申請書兼請求書による請求は、次条に規定する支給の決定があったときから、その効力を生ずる。

（支給の決定及び支給方法）

第6条 市長は、前条に基づく申請があった場合は、速やかに審査を行い、支給の可否を決定し、令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、申請の内容について必要があると認めるときは、申請者及びその属する法人に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実態調査等を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定において支給の決定をした場合は、申請者に給付金を支給するものとする。

4 給付金の支給は、市が申請者から指定された金融機関の口座（申請者又は申請者の属する法人名義のものに限る。）に振り込む方法により行うものとする。

（決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、給付金の支給の決定を受けた介護サービス事業所（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付金の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消した場合は、その旨を当該取消しを受けた支給決定者へ通知するとともに、既に支給した給付金について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により支給の決定を取り消され、その返還命令を受けた支給決定者は、期限までに給付金を返還しなければならない。

（関係書類の保管）

第8条 給付金の支給を受けた支給決定者は、当該給付金に係る帳簿及び証拠書類

を備え、当該給付金の支給を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この要綱による給付金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)


2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による支給の決定及び支給を受けた介護サービス事業所に係る第7条及び第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条）

サービス種別	サービス種類	事業所への支給額
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援	80,000円。ただし、令和5年4月2日以降に開設したサービス事業所は、80,000円に開設月の翌月から令和6年3月までの月数を乗じ、さらに12で除した金額（当該金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた金額）。
訪問系以外	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設	給付単価8,000円に定員(※)を乗じた金額。ただし、令和5年4月2日以降に開設したサービス事業所は、当該金額に開設月の翌月から令和6年3月までの月数を乗じ、さらに12で除した金額（当該金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた金額）。 ※定員：介護サービス事業所の指定届出における記載事項。通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、一単位の最大利用定員。短期入所生活介護については、利用定員。特定施設入居者生活介護については、入居定員。認知症対応型共同生活介護については、利用者数。小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスについては、登録定員。介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、入所定員から法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた数。

令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金
支給申請書兼請求書

稲城市長 殿

【申請者・請求者】						
事業所名	管理者名					
所在地及び電話番号	所在地	電話番号				
サービス種類		サービス種別				
申請額・請求額	<p>金 円 ※サービス種別が「訪問系」の場合は80,000円を、「訪問系以外」の場合は下記内訳(B)の額を記載。ただし、令和5年4月2日以降に開設の事業所は別に計算した額を記載。</p>					
	<p>(内訳) 給付単価8,000円 × 定員 人 (A) = 円 (B) ※(A)については稲城市介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給要綱の別表を参照のこと。</p>					
給付金受取口座	金融機関名		支店名		分類	
			銀行 信金 労金 農協	店 支店 出張所	普通 当座	
	金融機関番号		店番号			
	口座番号		(フリガナ)			
			口座名義			
<p>※ゆうちょ銀行を指定の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名（漢数字）、店番、預金種目及び口座番号をご記入ください。</p>						
<p>令和5年度稲城市介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定により申請します。支給決定があった後は、支給決定された給付金を上記口座に振り込んでいただきますよう請求します。なお、当事業所は、支給要綱第3条第1項に規定する介護サービス事業所に相違ありません。</p>						
<p>申請日 令和 年 月 日</p>						
<p>法人又は事業所の所在地 _____</p>						
<p>法人又は事業所の名称 _____</p>						
<p>法人代表者又は事業所管理者 _____</p>						
					<p>法人印又は 事業所印 </p>	

令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金
支給申請書兼請求書（特養及び老健前期分）

稲城市長 殿

【申請者・請求者】					
事業所名	管理者名				
所在地及び電話番号	所在地	電話番号			
サービス種類		サービス種別	訪問系以外		
申請額・請求額	金 円				
	(内訳) 給付単価8,000円 × 入所定員から特定入所者数を除いた数_____人（※裏面(D)の数） ÷ 2（前期分） = _____円				
給付金受取口座	金融機関名		支店名		分類
			銀行 信金 労金 農協	店 支店 出張所	普通 当座
	金融機関番号		店番号		
	口座番号		(フリガナ)		
			口座名義		
<p>※ゆうちょ銀行を指定の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名（漢数字）、店番、預金種目及び口座番号をご記入ください。</p>					
<p>令和5年度稲城市介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定により、疎明資料（裏面参照）を添付のうえ申請します。支給決定があった後は、支給決定された給付金を上記口座に振り込んでいただきますよう請求します。なお、当事業所は、支給要綱第3条第1項に規定する介護サービス事業所に相違ありません。</p>					
申請日 令和 年 月 日					
法人又は事業所の所在地 _____					
法人又は事業所の名称 _____					
法人代表者又は事業所管理者 _____					
				法人印又は事業所印	㊞

様式第2号（第5条関係）

入所定員、特定入所者に係る表

単位：人

区分	令和5年 4月	令和5年 5月	令和5年 6月	令和5年 7月	令和5年 8月	令和5年 9月	(C)：4月～ 9月合計	(D)： (C)÷6
(A)： 入所定員							/	
(B)： 特定入所者 数								
(A)－(B)								

注1：(B)は各月1日時点の特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者（有効な負担限度額認定証をお持ちの方）の人数

注2：(B)についての疎明資料を提出のこと

注3：(D)は小数点以下第1位切上げ

令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金
支給申請書兼請求書（特養及び老健後期分）

稲城市長 殿

【申請者・請求者】					
事業所名	管理者名				
所在地及び電話番号	所在地	電話番号			
サービス種類		サービス種別	訪問系以外		
申請額・請求額	金 円				
	(内訳) 給付単価8,000円 × 入所定員から特定入所者数を除いた数_____人（※裏面(D)の数） ÷ 2（後期分） = _____円				
給付金受取口座	金融機関名		支店名		分類
	銀行 信金 労金 農協		店 支店 出張所		普通 当座
	口座番号		(フリガナ)		
			口座名義		
※ゆうちょ銀行を指定の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名（漢数字）、店番、預金種目及び口座番号をご記入ください。					
令和5年度稲城市介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）の規定により、疎明資料（裏面参照）を添付のうえ申請します。支給決定があった後は、支給決定された給付金を上記口座に振り込んでいただきますよう請求します。なお、当事業所は、支給要綱第3条第1項に規定する介護サービス事業所に相違ありません。					
申請日 令和 年 月 日					
法人又は事業所の所在地 _____					
法人又は事業所の名称 _____					
法人代表者又は事業所管理者 _____					
				法人印又は事業所印	㊞

様式第3号（第5条関係）

入所定員、特定入所者数に係る表

単位：人

区分	令和5年 10月	令和5年 11月	令和5年 12月	令和6年 1月	令和6年 2月	令和6年 3月	(C)：10月 ～3月合計	(D)： (C)÷6
(A)： 入所定員							/	
(B)： 特定入所者 数								
(A)－(B)								

注1：(B)は各月1日時点の特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者（有効な負担限度額認定証をお持ちの方）の人数

注2：(B)についての疎明資料を提出のこと

注3：(D)は小数点以下第1位切上げ

第 号
年 月 日

様

稲城市長

令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金
支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のありました令和5年度介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給申請につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知します。

事業所名		
サービス種類		
決定内容	決定年月日	年 月 日
	1 支給	(支給額) 円
	2 不支給	(不支給の場合その理由)

※偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき又は令和5年度稲城市介護サービス事業所物価高騰等緊急対策給付金支給要綱の規定に違反したときは、この決定を取消し、既に支給した給付金について、期限を定めて、その返還を命ずることがあります。